

第19期(2022年3月期)決算公告

東京都中野区中野三丁目31番1号

リバプール株式会社

代表取締役社長 岡山 仁

第 1 9 期

計 算 書 類

2 0 2 1 年 4 月 1 日 から

2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 まで

リ バ プ ー ル 株 式 会 社

貸借対照表

商号 リバプール 株式会社

2022年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	(200,930,714)	I 流 動 負 債	(27,189,259)
現 金 及 び 預 金	71,651,774	買 掛 金	22,213,862
売 掛 金	33,104,839	未 払 金	331,642
コ ン ビ ニ 売 掛 金	18,388,128	未 払 費 用	373,540
棚 卸 資 産	77,730,591	未 払 法 人 税 等	495,665
そ の 他 の 流 動 資 産	55,382	未 払 消 費 税 等 金	3,042,395
		預 り	732,155
II 固 定 資 産	(2,377,061)	II 固 定 負 債	(-)
有 形 固 定 資 産	(745,110)	-	-
工 具、器 具 及 び 備 品	2		
リ ー ス 資 産	267,400		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	477,708		
無 形 固 定 資 産	(-)		
	-	負 債 の 部 合 計	27,189,259
		(
		I 株 主 資 本 金	(176,118,516)
		1. 資 本	10,000,000
		2. 資 本 剰 余 金	(150,000,000)
		(1) 資 本 準 備 金	75,000,000
		(2) そ の 他 の 資 本 剰 余 金	75,000,000
		3. 利 益 剰 余 金	(16,118,516)
		(1) そ の 他 利 益 剰 余 金	(16,118,516)
		繰 越 利 益 剰 余 金	16,118,516
		(うち 当 期 純 利 益)	4,099,527
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(-)
		III 新 株 予 約 権	(-)
		純 資 産 の 部 合 計	176,118,516
資 産 の 部 合 計	203,307,775	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	203,307,775

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております
商品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における
利用可能期間(2年~5年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会2020年3月31日企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準委員会2019年7月4日企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会2019年7月4日企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度の損益に影響はありません。